

144-0051

東京都大田区西蒲田8丁目  
1番10号FK蒲田3F

荻原忠幸税理士事務所

荻原 忠幸様

神奈川第 号  
平成 23 年 9 月 5 日

神奈川 税務署長

財務事務官 阿部 方也



### 意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろからご協力いただきありがとうございます。

さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告（ 法人税、消費税 ）について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

|     |  |
|-----|--|
| 担当者 |  |
|-----|--|

電話

内線（550）